

冬季休業期間（年末年始）の諸注意

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動に対するご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、12月24日（火）から1月7日（火）まで、冬季休業日となります。休業期間に入るにあたり、保護者の方とともに下記のことをよく読みましょう。戦国大名の毛利元就が（諸説あり）「一年の計は元旦にあり」という言葉を残しています。「一年のことは年の初めの元日に計画を立てるべきである。」という意味です。生徒の皆さんはこの冬季休業期間を利用して、今年の振り返りと来年の計画を立ててみましょう。

記

1 交通ルール ～ 正しくルールを守り交通事故の被害者や加害者にならないようにしよう ～

- (1) ペダル付き原付き自転車（モペット：モーター＋ペダル＝モペット）
 - ・ 16歳以上使用可能
 - ・ **運転免許証が必要**
 - ・ ナンバープレートやブレーキランプ等の整備が必要
- (2) 特定小型原動機付自転車（例：LUUP）
 - ・ 16歳以上使用可能
 - ・ 運転免許証不要
 - ・ 交通ルールテストの全問・連続正解、年齢確認書類の提出が義務
- (3) 自転車
 - ・ 『ながら運転（スマホ操作・イヤホンやヘッドホンの着用）』をしない。
 - ・ ヘルメットの購入及び着用を推奨

2 問題行動 ～ 正しい人権感覚を身につけよう ～

- (1) SNS の利用について
誹謗中傷、他人の個人情報・写真の無断掲載は、絶対にやめましょう。
- (2) 薬物乱用
「大麻はタバコより安全」「大麻は依存性がない、いつでもやめられる」は**全て誤った情報**です。
- (3) 闇バイト
一度判断を誤れば、逃れることができず、その先の人生が取り返しのつかないことになります。
- (4) 性に関する犯罪
SNS で知り合った人と会うのは、トラブルや犯罪に巻き込まれることがあるので避けましょう。

3 生徒・保護者向け相談窓口一覧 QR コード



4 冬季休業期間中の登校

- (1) 登校時間は、原則として16：30～20：30です。
- (2) 休業中も学校生活のルールは通常通りです。有徳の生徒として自覚を持って行動をしてください。

5 次の登校日

令和7年1月8日（水） 17：45 各年次ホームルーム教室

以上